

大使館便り

第226号 令和4年1月7日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からの御挨拶

新年明けましておめでとうございます。

旧年は新型コロナウイルスへのワクチン接種が進み、当地でも全人口の85%以上がワクチン接種を完了、経済活動が徐々に再開されておりましたが、年末のオミクロン株の出現でさらなる規制強化が行われました。現在当地の感染者数は高い水準で推移しており、まだまだ予断を許さない状態です。皆様方におかれましては、引き続き感染対策の実施をよろしくお願い致します。

2022年は、当地では1月30日に議会選挙が行われ、また6月27日から7月1日にかけて、国連海洋会議が実施される等、政治経済関連の行事が多く行われる予定です。当館としても、2022年は、コロナの感染状況を見ながらになりますが、可能な範囲で対面での活動を徐々に再開させていきたいと考えております。一日も早くコロナが終息し、皆様と直接お会いできますことを、心より祈念しております。

本年も大使館の活動に対する皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2. 政治・経済関係

(1) レベロ・デ・ソウザ大統領、民主主義サミットに出席

12月10日、レベロ・デ・ソウザ大統領は、米国のバイデン大統領が主催した、民主主義サミットにオンラインで出席しました。同サミットで、レベロ・デ・ソウザ大統領は、「我々はこの場で、世界的に、また、我々の境界線の中で民主主義が直面している課題について議論する必要性に駆り立てられている。我々は、対話と行動を通じて、日々繰り返し、共に築いていかなければならないものを当然の存在と思っはならない。対話と行動が重要である。対話は今日この民主主義サミットで我々が行っているように、また、我々の市民に対し、自由と民主主義において権利とは真の権利であり、単なる約束ではないことを証明する行動を通じて、民主主義は全ての市民によって生かされ、実感されなければならない。」と民主主義の擁護と更なる改革を訴えました。

(2) インテルカンプス社の世論調査結果—12月

12月17日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルカンプス社が実施した世論調査の結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は29.4%（前月比5.3ポイント減）に減少し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は22.2%（同2.8ポイント減）と減少しました。PSとPSDの支持率の差は7.2ポイント（前月比2.5ポイント減）に減少しました。その他主要政党では、シェーガ党（CH）及びリベラル主導党（IL）の支持率が増加し、左翼連合（BE）及び人と動物と自然の党（PAN）、統一民主連合（CDU）、民衆党（CDS）の支持率が減少しました。同社による最近の政党別支

持率は以下のとおりです。

【政党別支持率推移※¹】

政党	6月	7月	8月	9月	11月※ ²	12月
社会党 (PS)	34.6	34.8	34.7	36.8	34.7	29.4
社会民主 (PSD)	22.4	23.4	25.1	24.6	25.0	22.2
シェーガ党 (CH)	10.1	9.0	7.5	8.6	5.6	7.4
左翼連合 (BE)	8.9	9.0	9.1	9.7	6.9	5.5
リベラル主導党 (IL)	6.4	3.1	6.1	5.5	3.7	5.3
統一民主連合 (CDU※ ³)	6.0	6.7	5.4	5.5	4.8	3.7
人と動物と自然の党 (PAN)	5.2	4.5	3.5	3.3	3.9	2.9
民衆党 (CDS)	3.1	2.8	1.6	1.4	1.8	1.3
Livre	0.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.7

※¹ 10月数値は未公表

※² 投票先未定数値が反映されたため、修正数値にて発表

※³ ポルトガル共産党 (PCP)・緑の党 (PEV) の連合

(3) クリスマス・年末年始期間における感染症対策規制の強化

12月21日、政府は閣議にて、国内感染状況の悪化に伴い、感染症対策に関する各種規制を強化しました。各種規制は1月10日まで強化され、テレワークの義務化やクリスマス及び年末年始における飲食店・宿泊施設入場時の陰性証明の提示義務化等が規定されました。コスタ首相は規制の強化に関し「依然として通常のクリスマスではない。現在の感染状況悪化のリスクに対し、ブースター接種は完了していないため、1月10日までの措置を講じる。昨冬と比較し、入院患者数及び重症者数は非常に少ない。ポルトガル人は未だ続くパンデミックの期間、優れた市民意識を示しており、各ポルトガル人の支援及び取り組みがなければこの戦いを主導できなかった。」と国民の協力の姿勢を評価し、規制強化に対する引き続きの協力を呼びかけました。ポルトガル国内では、12月28日以降、感染者数の最多更新が続いており、今後も更なる感染者数の増加が予想されています。

(4) 欧州委員会、TAPポルトガル航空再建案を承認

12月21日、欧州委員会は、6月10日にポルトガル政府が欧州委員会に提出した、TAPポルトガル航空の再建案を承認しました。欧州委員会は、同再建案に則り、EU国家補助規則の下、他航空会社へのリスボン空港発着枠の提供及びTAP非中核事業の分離を条件に、ポルトガル航空輸送 (TAP) グループ及びTAPポルトガル航空に対する25億5,000万ユーロの再建支援に加え、2020年7月1日から2020年12月30日の間に新型コロナウイルス感染症の影響を受け被った損失に対する1億710万ユーロの支援を実施します。同決定に対し、ペドロ・ヌノ・サントス・インフラ・住宅大臣は「欧州委員会は、非常に厳格な調査を実施した上で、総額約32億ユーロに上るTAPへの支援が適切であると判断した。TAPは中長期的に運

営可能な会社であり、この32億ユーロの支援は欧州委員会の厳格な規則の下で運用される。」と、再建案の承認を評価しました。

(5) レベロ・デ・ソウザ大統領、新年のスピーチ

2022年1月1日、レベロ・デ・ソウザ大統領は、リスボンで新年のスピーチを行いました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、「新年は新たな人生・生活と言われる。2022年も同様でなければならない。それはパンデミックの縮小、更なる成長、貧困の削減、気候変動への更なる取り組み、国家及び人々の利己主義の減少、人生の直接的な困難・エネルギー・基本的物資に対する更なる着目、と共にある世界である。我々は多くのことを行うことができる。」と新年への期待を述べました。また、ポルトガルの抱える各種問題に関し、ポルトガル人は選挙による国民自身の決定により新たな政府を作り上げ、各種課題に対する解決策を再発明し、異なった手法で各課題に再びアプローチすることができる旨述べ、1月30日に行われる共和国議会選挙の重要性を訴えました。

2. 広報・文化・その他関係

(イベント)

(1) 第6回日本弁論大会開催の開催

2022年2月19日(土)、「SDGs - para um futuro melhor (持続可能な開発目標 - より良い明日を目指して)」をテーマとして、第6回日本弁論大会開催が以下の通り開催されます。参加申し込み等詳細については、下記をご参照ください。

-開催日：2022年2月19日(土)

-開催場所：オンライン(ZOOM)形式

-申込締切：2022年2月6日(日)

-詳細：<http://linguajaponesaemp Portugal.jimdo.com/>

-お問い合わせ：benrontaikaiportugal@gmail.com

-ポルトガル日本語教師会(日本弁論大会実行委員会)主催、日本大使館及びポルトガル・カトリック大学人文学部アジア研究所共催、国際交流基金協賛

(お知らせ)

(1) 2022年度文部科学省(MEXT)奨学金留学生「日本語・日本文化研修留学生(日研生)」募集開始

日本政府文部科学省は、日本において研究を行うことを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、所定の日本の大学において1年間、日本語能力及び日本事情、日本文化の理解の向上のための教育を受ける外国人留学生(日本語・日本文化研修留学生)を募集します。

-応募資格：日本語や日本文化に関する分野を専攻するポルトガル国籍を有する大学の学部生(詳細については下記URLを参照)

-支給期間：2022年10月(もしくは授業の開始月)より1年間

- 願書提出期限：2022年2月15日（火）
- 願書提出先：cultural@lb.mofa.go.jp（メール別添形式での提出）
- 関連 URL（募集要項・願書等ダウンロード）：
https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_pt/00_bolsas_2022.html
- 問い合わせ先：cultural@lb.mofa.go.jp / 21 311 0560

（２）「日本漢字能力検定」の開催と受験者募集のお知らせ

日本漢字能力検定協会主催の「日本漢字能力検定」が以下の要項で実施されます。詳細については下記までお問い合わせ下さい。

- 1) 検定実施日時：2022年 1月29日（土曜日） 13：30
- 2) 会場：ドンペドロ校
- 3) 住所：Estrada das Laranjeiras 122, 1600-136 Lisboa, Portugal
- 4) 出願受付期間 2021年 10月 18日（月）～12月 10日（金）
- 5) 検定級（2級～10級）
- 6) お問い合わせ・お申込み：リスボン補習授業校のサイト lisbon_jschool@yahoo.co.jp
< お申込みの際には、氏名（姓・名）、カタカナフリガナ（姓・名）、受験級、生年月日（西暦）が必要です。 >

（広報文化班より）

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

（1）新型コロナウイルス感染症について

ア 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますので御利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

イ なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害（感染者であるかのごとく扱われる被害）等について、お心あたりのある方は、当館領事班へ御連絡下さるようお願いいたします。

（２）日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 12月1日、日本政府は、ポルトガルを「水際対策上特に対応すべき変異株（オミクロン株）に対する指定国・地域」に指定しました。これにより、12月3日午前0時（日本時間）以降日本に到着する帰国者及び再入国者は検疫所長の指定する宿泊施設において6日間の待機が求められています。ついては、これらの方々は、ワクチン接種証明書の有無にかかわらず、指定先にて6日間待機（入国日を含めない）いただき、7日目以降も8日間（入国翌日から起算して14日間）は引き続き自宅等で待機いただくこととなります。（10日目以降の隔離の短縮措置も停止されています。）

イ 一方、全ての入国・帰国者に求められている陰性証明書、質問票の提示及びアプリの登録が必要なことに変更はありません。陰性証明書については、当国発便の出発時刻から起算して72時間以内に受検した検査結果が有効となります。また、同陰性証明書には、厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）が必要ですので御留意ください。同様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト（<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>）に掲載しています。なお、日本が有効と認める検体、検査方法等全ての必要事項が英語で記載されている場合は、任意の様式でも差し支えありませんが、陰性の検査結果を提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められませんので御留意ください。有効な検査検体及び検査方法等を確認する方法として早見表が、また、検査証明書に関するQ&Aも公表されていますのでそれぞれ以下のリンクから御確認ください。

早見表：<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100206716.pdf>

Q&A：[100228788.pdf](https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100228788.pdf) ([emb-japan.go.jp](https://www.pt.emb-japan.go.jp))

ウ さらに、日本到着時には、検疫所において、入国後の制約事項を遵守する旨の誓約が求められます。詳細は「[水際対策に係る新たな措置について（厚労省）](#)」を御参照ください。

（３）日本への入国査証（ビザ）

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置は現在停止されており、原則として日本に入国を企図する（ポルトガル在住の）ポルトガル人は、当館へ査証発給申請を行う必要があります。また、12月2日以降当面の間、外国籍者で入国が認められるのは、再入国者及び以下3種類の査証の所持者に限られています。

ア 日本人の配偶者等 ((S)AS SPOUSE, CHILD OF JAPANESE) (注)

イ 永住者の配偶者等 ((S)AS SPOUSE OF PERMANENT RESIDENT)

ウ 外交 ((D)AS DIPLOMAT)

(注) 日本人の配偶者として申請可能な短期滞在査証 ((V)AS TEMPORARY VISITER) は、上記アに該当しません。

(4) 海外滞在者の運転免許証の更新

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、有効な日本の運転免許証をお持ちの方が、事前に郵送等で申請いただくことで、更新・運転可能期間が3か月延長されるとしていた措置が、本年12月28日の受付をもって終了することになりました。詳細は、以下の警察庁ホームページをご確認ください。

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html

(5) リスボン日本語補習校入学・入園希望者募集

リスボン・ポルト日本語補習授業校では、2022年度（令和4年度）の入学希望者を募集いたします。

ア 募集する児童生徒

- ・幼稚園・年長組：満5歳以上であること。（2017年4月1日までに生まれた子供）
- ・小学1年クラス：満6歳以上であること。（2016年4月1日までに生まれた子供）
- ・小学2～中学3年生

イ 入学の基本条件

- ・ポルトガル国在留で日本国籍を有する子女であること。
- ・当該学年の授業成立に必要な日本語能力を有すること。

ウ 授業について

- ・授業日：毎週土曜日 午前中（年間40日程度）
- ・学習教科：国語、算数

詳しくは、以下のリンクをご覧ください、それぞれの連絡先にお問い合わせください。

<リスボン日本語補習授業校>

<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool/blank-2>

連絡先：lisbon_jschool@yahoo.co.jp

<ポルト日本語補習授業校>

連絡先：kyomuportohoshukou@gmail.com（ポルト日本語補習授業校運営委員会）

(6) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(7) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当た

っては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(8) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住しておられるご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方がおられましたら、届出を行うよう御案内ください。

届け出はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(9) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

ご登録はこちらからお願いします→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(10) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります（ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。）。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナン

バーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年（2023年）3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いします。

（11）御来館時のお願い

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に、領事窓口は**予約制**を採っております。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

（12）当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにEメールにて御連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：consular@lb.mofa.go.jp